

岩国基地における米空母艦載機着陸訓練に関する意見書

岩国市は、米軍基地が所在する自治体として、これまで長年にわたり我が国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してきたところである。

しかしながら、さきの空母艦載機移駐に際しても、「騒音や安全性等、基地周辺住民の生活環境が現状より悪化することは容認できない」ことに加え、「激しい騒音をもたらすFCLPを岩国基地で実施することは容認できない」ことを本市の基地政策の基本方針として定めており、それについては移駐完了から数年が経過した現在においても、揺るぎないものと捉えている。

こうした中、本年9月12日に突如として、防衛省から、米軍が硫黄島で行う予定であった空母艦載機着陸訓練を岩国基地で実施する旨通告され、同月17日からの訓練実施を強行したことは、誠に遺憾である。

我が国の安全保障のために駐留している在日米軍が、有事の際に十分機能するために必要な訓練を行うことは理解するところであり、こうした訓練の実施そのものを否定するものではないが、訓練を実施する際には、住民に負担や不安、危険を及ぼさないよう、場所等を考慮すべきである。

平成12年9月を最後に、本市においてFCLPの実施はなされてこなかったことは、相互理解につながるものと一定の評価をしていた矢先、今回の突然の訓練実施は、日常的に航空機騒音に悩まされている基地周辺住民にとっては、なお一層の負担を強いることとなることから、到底容認できるものではない。

よって、国におかれては、あらゆる措置を講ずることにより、今後岩国基地において、激しい騒音をもたらすFCLPを実施されることのないよう米側に強く要請されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年9月25日

岩 国 市 議 会